

社会医療法人若弘会臨床倫理委員会規程

2020（令和02）年07月18日制定

2023（令和05）年10月21日改定

（設置目的）

第01条 若草第一病院（以下「当院」という。）における日常的な医療・ケア（治療・臨床研究を除く）の提供において、医療の現場における日常的な倫理的課題が存在する。医療の現場では解決困難な倫理的課題について、病院として標準的な対応方針や考え方を示すことが必要であり、主要な倫理的課題について組織的に取り組むことを目的に、臨床倫理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第02条 委員会は、当院で行う医療行為において生じる、または生じる可能性の高い倫理的問題に関し、次に掲げる事項を所掌する。

- 一 臨床倫理の方針、ガイドライン等の策定及び改定に関すること。
- 二 確立していない医療行為に関すること。
- 三 臨床倫理に関する教育及び研修の企画・立案に関すること。
- 四 その他臨床の倫理的問題への対応に関すること。ここでケースレビューとして扱う事項は、以下の通りとする。
 - ア 終末期状態にある患者の生命維持治療の中止に関すること。
 - イ 生命を脅かす可能性のある診療拒否に関すること。
 - ウ その他、委員会で審議する必要があると委員長が判断する事項。

（組織等）

第03条 委員会は、施設経営会議の委員とし、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 副院長
- 二 医療安全部長
- 三 医師（内科系、外科系）

- 四 看護師
- 五 薬剤師
- 六 社会福祉士
- 七 局長
- 八 事務局のスタッフ
- 九 学外の有識者（必要な場合）
- 十 その他病院長が必要と認めた者
- 02 委員会の委員は男性および女性で構成されなければならない。
- 03 前項の委員は、病院長が指名または推薦し、施設経営会議の議を経て、病院長が委嘱する。
- 04 委員長は病院長が指名する。

（任期）

第04条 第3条第1項の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 02 欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員会の成立及び議事）

第05条 委員会は、本規程第3条第1項に規定する委員の過半数の出席がなければ開くことはできない。

02 議事の判定は、出席委員全員の合意を原則とする。ただし、内容の緊急性を鑑

み、委員長が必要と認める場合には、出席委員の3分の2以上の合意をもって決することができる。

（委員会の招集及び議長）

第06条 委員会は、必要な事項が発生した場合に開催するものとする。

- 02 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 03 委員長は、委員以外の者の出席を求め、専門的立場からの説明又は意見を聴くことができる。
- 04 副委員長は、申請者が委員長であるとき又は委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

（報告）

第07条 委員長は、委員会の議事を病院長に報告するものとする。

(申請手続き)

第08条 委員会に審議を申請しようとする者(以下、申請者)は、臨床倫理審査申請書(別紙第1号様式)に必要事項を記入し、委員長に提出しなければならない。

(守秘義務と患者等の匿名性の保持)

第09条 委員会の出席者は、職務上知り得た情報を漏洩してはならない。なお、委員を退いた後も同様とする。

02 患者及び患者家族の匿名性を担保するものとする。

(倫理コンサルテーション・チーム)

第10条 委員長は、日常発生する臨床倫理的な判断を要する事案に対応するため、委員会の下部組織として、倫理コンサルテーション・チームを設置することができる。

(委員会の事務)

第11条 委員会の事務は、事務局が主管する。

02 委員会の議事及び関係資料は5年間保存する。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、委員の3分の2以上の同意を必要とし、病院長の承認を受けるものとする。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て、委員長が別に定める。

(附則)

この規程は、2020年07月18日から施行する。